

次の議員と市長の任期は短くなります

～ 選挙期日と任期開始の「ずれ」解消に向けて ～

平成30年(2018年)11月

議員の任期

○市議会議員と市長の任期は、法律で4年と定められています。

【地方自治法 第93条第1項】

普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。

【地方自治法 第140条第1項】

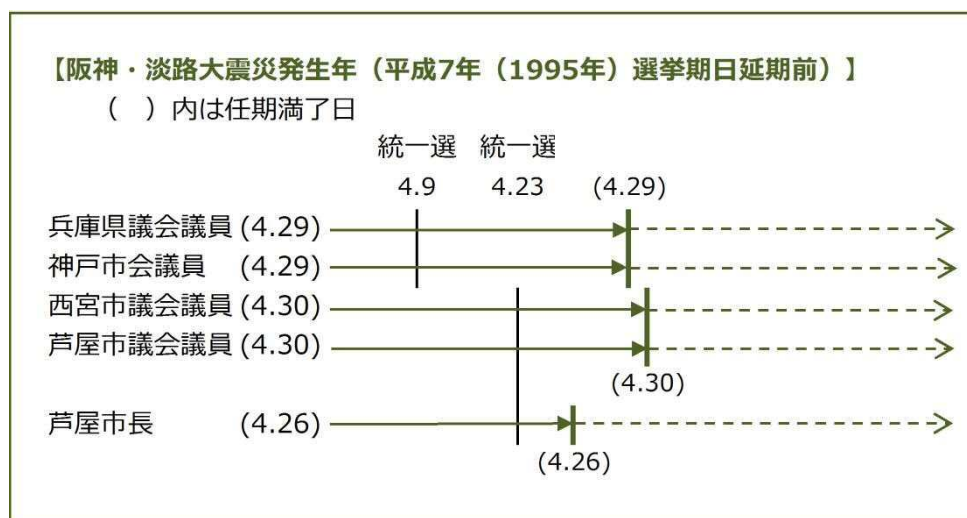
普通地方公共団体の長の任期は、4年とする。

○現在の議員と市長は、平成27年(2015年)4月26日の地方統一選挙で選ばれましたが、その任期は、平成27年(2015年)6月11日から平成31年(2019年)6月10日までの4年間です。

○選挙期日と任期開始に約1か月半の「ずれ」が生じています。

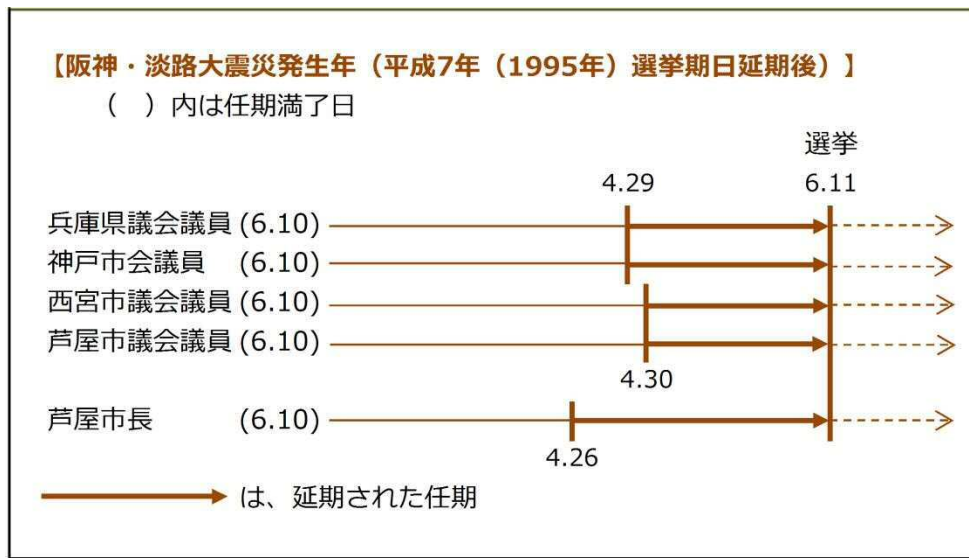
「ずれ」は阪神・淡路大震災から

○平成7年(1995年)4月には統一地方選挙が予定されていましたが、1月17日に発生した阪神・淡路大震災によって甚大な被害を受け、兵庫県議会、神戸市会、西宮市議会、芦屋市議会の4議会の議員と芦屋市長の選挙を行うことは非常に困難な状況となっていました。



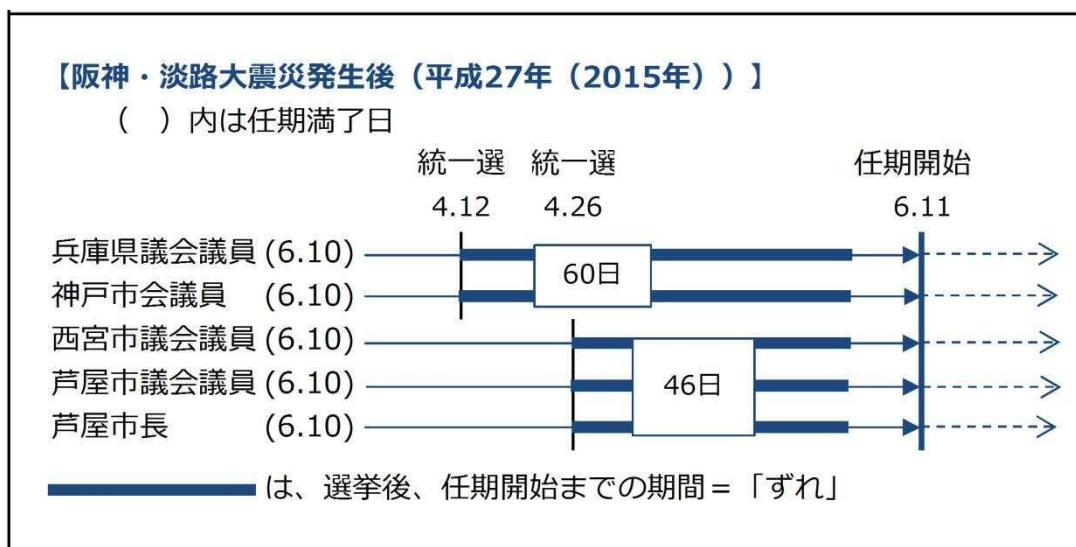
選挙期日と任期を延長

○4月の選挙が非常に困難な状況であったことから、地元から国へ選挙の延期を強く要望し、「阪神・淡路大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」が制定され、選挙期日を6月11日に延期するとともに、現職の任期満了日も6月10日へと延長されました。



次の統一地方選挙復帰によって「ずれ」発生

○震災から2回目となる平成11年（1999年）に行われた選挙では統一地方選挙に復帰しましたが、任期は6月10日までのままであったことから、4月に選出されても任期の開始は6月11日からという、いわゆる選挙期日と任期開始の約1か月半から2か月に及ぶ「ずれ」が発生している状況が続いてきています。



選挙期日と任期開始の「ずれ」による問題

- このように、4月の選挙で当選しても、新しい議員や市長は6月11日になるまで議員や市長として活動を行うことができない状況が続いています。
- この「ずれ」の期間に災害などの重大事案が発生した場合、4月に当選した議員や市長が様々な決定にかかわることができません。
- 「ずれ」の期間中の市としての意思決定は、直近の選挙で最新の民意を反映した体制ではない古い体制で行われたり、あるいは意思決定ができないまま停滞することもあり得る状況となっています。
- このことは、選挙が行われるたびに、有権者の関心を集め、その解消を求める声が高まってきておりました。

地方議会と国会議員が党派や会派を超えて一致

- この状況を解消しようと、平成28年(2016年)4月、兵庫県議会、神戸市会、西宮市議会、芦屋市議会の各議会が、任期満了によって次の選挙で選ばれる議員の任期短縮を国に求めることで**全会派が一致**しました。
- これ以降、4議会と芦屋市長が一致団結して、国や国会議員へ何度も要望活動を行ってきました。
(下の写真は、要望活動の一部です。)



※政党名は要望活動当時の名称で記載しています。

※倫選特:政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会

議員立法による特例法成立

- 国(総務省)は議員の任期短縮には消極的であったことから、議員立法とするため、兵庫県下選出の国会議員が党派を超えて尽力され、平成28年(2016年)12月、衆議院において「ずれ」を解消するための法律(特例法)案が国会へ提出されました。
- そして、ようやく平成29年(2017年)5月、「平成31年6月1日から同月10日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙により選出される議会の議員及び長の任期の特例に関する法律」が国会で可決、施行されたのです。
- この特例法を根拠に、平成29年(2017年)6月、芦屋市議会では、次の地方統一選挙で選ばれる議員と市長の任期短縮を全会一致で議決を行いました。
- 同時期には、兵庫県議会、神戸市会及び西宮市議会においても同様の議決が行われています。

地方統一選挙2回で解消

- 現在の議員と市長の任期満了による選挙は、平成31年(2019年)4月の地方統一選挙として実施されます。この選挙で選ばれる議員と市長の任期は、41日間短い平成35年(2023年)4月30日までとなります。
- その結果、さらにその次の選挙である平成35年(2023年)4月の地方統一選挙で選ばれる議員と市長の任期開始は、平成35年(2023年)5月1日からとなり、震災から28年を経て、ようやくこの「ずれ」が解消されることとなります。

